

東京大学は、平成14年10月18日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)第5条第3項の規定により、東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業に関する実施方針を公表した。

今般、同法第6条の規定に基づき、東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

平成15年 1月27日

東京大学総長 佐々木 毅

## 特定事業の選定について

### 1. 事業概要

東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業（以下「本事業」という。）は、PFI法に基づき、選定事業者が新たに東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設（以下「本施設」という。）を設計・建設し、維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える本施設の運営及び研究業務については、東京大学（以下「大学」という。）が行う。

#### (1) 施設整備概要

1) 計画地 千葉県柏市柏の葉（東京大学柏地区キャンパス内）

2) 整備内容 里魚楡翻四も 岷う漸<sup>増</sup> / 又 敦 遁萩茜<sup>木</sup>助<sup>跡</sup>）総合研究棟（環境学研究系）

施設 及ウ / 又 曇碑 謎 茜<sup>勿</sup>司<sup>cal</sup>克 樽 （以<sup>穎</sup>閩<sup>増</sup>鐸<sup>翁</sup> が行<sup>え</sup> 紉<sup>克</sup>（ 氛膏<sup>適</sup> 豊樹 曇碑 内が

## 2) 維持管理業務

建物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）

設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）

外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）

清掃業務（建築物内部及び外部・敷地内の清掃業務）

保安警備業務

植栽処理業務

維持管理業務にかかる光熱水費は、大学が実費を負担する。

大規模修繕業務については、大学が直接行うこととし、選定事業者の業務範囲からは外すものとする。

## (3) 事業方式

本事業は、P F I法に基づき実施するものとし、選定事業者は本施設を設計・建設した後、大学に施設の所有権を引き渡し、事業期間中に係る維持管理業務を実施するB T O（Build Transfer Operate）方式とする。

土地は、本事業実施に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。

## 2 . 大学が自ら事業を実施する場合と P F I 方式により実施する場合の評価

### (1) コスト算出による定量的評価

#### 1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、大学が自ら実施する場合の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、大学が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

## 2) 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、大学が自ら実施した場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を大学が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約8.4%削減されるものと見込まれる。

また、選定事業者に移転するリスクについては、可能な限り定量化を試みたもの

(3) 総合的評価

本事業は、P F I方式にて実施することにより、大学が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約8.4%の財政負担額の削減率が達成されることが見込まれる。また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにP F I法第6条に基づく特定事業として選定する。

以 上